

転出入等の手続きについて

本校へ転入する時、本校から町外の学校へ転校する時、町内で転居をする時には、役場の住民課で届け出た後に以下の手続きを行ってください。

転入する時

役場の住民課で手続きをした後、教育委員会事務局で「転入学通知書」を発行してもらってください。その後、下記の書類を持って来校してください。

- ・ 転入学通知書
- ・ 在学証明書（転入前に在学した学校で発行したもの）
- ・ 教科用図書給与証明書（転入前に在学した学校で発行したもの） など

転出する時

役場の住民課で手続きをした後、転出先の学校へ渡す書類を発行しますので、来校してください。

- ・ 在学証明書
- ・ 教科用図書給与証明書

※すぐに書類を用意することができない場合もありますので、転出の際は、必ず事前にその旨を連絡してください。

高取町内で転居した時

役場の住民課で転居の手続きを行っていただくだけで大丈夫です。